

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 棚井 澄雄 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒100-6620 日本国東京都千代田区丸の内一丁目9番2号		発送日 (日.月.年) 27.02.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PC-24817		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/000506	国際出願日 (日.月.年) 11.01.2018	優先日 (日.月.年) 16.01.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. D04H1/4234(2012.01) i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社巴川製紙所			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 06.02.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 相田 元 電話番号 03-3581-1101 内線 3474	4S	3647

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 61-225400 A (株式会社巴川製紙所) 1986.10.07

文献2：JP 2007-533865 A (ナムローゼ・フェンノートシャップ・ペーカート・ソシエテ・アノニム) 2007.11.22

文献3：JP 61-289200 A (アイシン精機株式会社) 1986.12.19

文献4：JP 8-232187 A (川崎製鉄株式会社) 1996.09.10

・請求項1-5について：文献1

文献1の特許請求の範囲、第1頁右欄-第2頁右上欄、第3頁左上欄、実施例1等を特に参照のこと。金属繊維高配合シートの発明に関し、該金属繊維高配合シートは繊維径が2~16 μ m、繊維長が2~12mmの金属繊維を用いること、該金属繊維高配合シートを導電材料として用いること、該金属繊維としてステンレス繊維、銅繊維等を用いること、該金属繊維シートとして特定のステンレス繊維を用いて米坪量56g/m²、厚さ31 μ mとした例が開示されており、本願請求項3で規定する占積率の数値範囲を満足するものと認める。

文献1には、坪量の変動係数を10%以下とすることに関する記載は特にないが、同文献に記載された発明は繊維シートの密度、厚さ、平滑性の均一化の向上を課題とするものと認められるから(第1頁右欄-第2頁右上欄、第3頁左上欄)、上記特性の更なる向上のために、文献1に記載された発明における坪量の変動係数の上限値を設定することに、特段の困難性は認められず、当業者が容易になし得ることである。

そして、その効果を検討しても、当業者が予測し得ない格別顕著なものがあるとはいえない。

・請求項1-5について：文献2

文献2の特許請求の範囲、段落【0004】、【0006】-【0010】、【0013】-【0015】、【0030】、実施例等を特に参照のこと。金属繊維の非焼結体の発明に関し、該金属繊維非焼結体は繊維径が6 μ m未満、繊維長が10mm未満、L/Dが110未満の金属繊維を用いること、該金属繊維非焼結体をEMI遮蔽層等に用いること、該金属繊維としてステンレス繊維、銅繊維等を用いること、該金属繊維シートとして特定のステンレス繊維を用いて目付が127g/m²、厚さ251 μ mとした例が開示されており、本願請求項3で規定する占積率の(補充欄に続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

数値範囲を満足するものと認める。

文献2には、坪量の変動係数を10%以下とすることに関する記載は特にないが、同文献に記載された発明は金属繊維体の表面及び厚さ方向における金属繊維の分布の均一化の向上を課題とするものと認められるから(【0006】-【0010】)、上記特性の更なる向上のために、文献2に記載された発明における坪量の変動係数の上限値を設定することに、特段の困難性は認められず、当業者が容易になし得ることである。

そして、その効果を検討しても、当業者が予測し得ない格別顕著なものがあるとはいえない。

・請求項1、2、4、5について：文献3

文献3の特許請求の範囲、第1頁右欄-第2頁右上欄第3行、実施例3等を特に参照のこと。導電性金属繊維シートの発明に関し、該導電性金属繊維シートは繊維径が2~10 μ m、繊維長が1~10mmの金属繊維を用いること、該導電性金属繊維シートを電波反射材、CPU内蔵の各種事務機器等として用いること、該金属繊維としてステンレス繊維、銅繊維等を用いることが記載されている。

文献3には、坪量の変動係数を10%以下とすることに関する記載は特にないが、同文献に記載された発明は金属繊維を均一に分散し、かつ通電性の良い、極めて薄い金属繊維シートを製造することを課題とするものと認められるから(第1頁右欄-第2頁右上欄第3行)、上記特性の更なる向上のために、文献3に記載された発明における坪量の変動係数の上限値を設定することに、特段の困難性は認められず、当業者が容易になし得ることである。

そして、その効果を検討しても、当業者が予測し得ない格別顕著なものがあるとはいえない。

・請求項1、2について：文献4

文献4の特許請求の範囲、段落【0001】、【0004】、【0029】等を特に参照のこと。繊維強化熱可塑性樹脂シートの発明に関し、該繊維強化熱可塑性樹脂シートは繊維径が10 μ m前後、繊維長が10mm前後の金属繊維を用いることが記載されている。

文献4には、坪量の変動係数を10%以下とすることに関する記載は特にないが、同文献に記載された発明はウェブ中の幅方向の目付量分布を均一化の向上を課題とするものと認められるから(段落【0004】)、上記特性の更なる向上のために、文献4に記載された発明における坪量の変動係数の上限値を設定することに、特段の困難性は認められず、当業者が容易になし得ることである。

そして、その効果を検討しても、当業者が予測し得ない格別顕著なものがあるとはいえない。